

国名: インドネシア

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本インドネシア経済連携協定(JIEPA)</li> <li>2. 日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)</li> <li>3. 地域的な包括的経済連携協定(RCEP)</li> <li>4. アセアン物品貿易協定(ATIGA)</li> <li>5. アセアン・インド自由貿易協定(AIFTA)</li> <li>6. アセアン・中国自由貿易協定(ACFTA)</li> <li>7. アセアン・韓国自由貿易協定(AKFTA)</li> <li>8. アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)</li> <li>9. アセアン・香港自由貿易協定(AHKFTA)</li> </ol>	情報源: <ol style="list-style-type: none"> <li>1. JIEPA、AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA</li> <li>2. インドネシアが原産国の物品に対する原産地証明書発給の規定及び手続に関する2018年商業省令第24号(「<b>商業省省令第24号</b>」)(直近では2020年商業省令第39号にて改正)</li> <li>3. ATIGAに基づくインドネシアが原産国の物品に関する規定及びインドネシアが原産国の物品に対する原産地関連書類の発給規定に関する2022年商業省省令第32号(「<b>商業省省令第32号</b>」)</li> <li>4. RCEPに基づくインドネシアが原産国の物品に関する規定及びインドネシアが原産国の物品に対する原産地関連書類の発給規定に関</li> </ol>
2)	発給機関	インドネシアが原産国の物品に対し、インドネシアの商業省 (Minister of Trade : MOT) に任命されたインドネシア原産地証明書 (COO) 発給機構。(Instansi Penerbit SKA)	
3)	発給手数料	証明書一式につき、IDR 25,000	
4)	必要書類／申請手順	<p>JIEPA、AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA には、COO 申請に具体的な必要書類は定められていない。ただし、基本的には、個人の輸出者が COO 申請する場合に次の書類を提出する必要がある。<sup>1</sup></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. COO を必要とする購入証拠書類のスキャンデータ</li> <li>2. COO を必要とする製造者の商品明細書のスキャンデータ</li> <li>3. その他の関連書類</li> </ol> <p>法人の輸出者が COO を申請する場合に次の書類を提出する必要がある。<sup>2</sup></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 輸出申告書の写し</li> <li>2. 船荷運送証券(B/L)、航空貨物運送状又は貨物受取証</li> <li>3. インボイスの写し</li> <li>4. 原産地基準の入力に①域内原産割合 (regional value content) / 原産資格割合 (qualifying value content) を使用及び / 又は②関税分類の変更がある場合、全ての輸出品の生産プロセスのコスト構成の写し</li> </ol>	

<sup>1</sup> 商業省省令第24号の第11(2)条

<sup>2</sup> 商業省省令第24号の第11(4)条

	項目	内容	調査方法・情報源
		<p>また、COO は次の基準を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 英文書類であること。</li> <li>2. 完全に読み取り可能で、輸出者又は認定代理人が記入し、権限のある当局（インドネシアの輸出者の場合は Instansi Penerbit SKA）又はその受任機関が認証したもの。</li> </ol>	<p>する 2022 年商業省省令第 56 号</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 商業省における非税制国庫歳入の種類及び関税分類に関する 2017 年政令第 31 号</li> </ol>
5)	電子ファイル提出	<p>JIEPA、AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA には、電子書類及び電子 COO (e-COO) の規定はない。ただし、以下の規定は電子ファイルでの提出に関連する可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. JIEPA: 関連当局には、一種類の COO (マニュアル COO 或いは e-COO) のみを提出。e-COO の提出システムの障害があった場合、COO は加盟国が合意したガイドラインに従って提出する必要がある。<sup>3</sup></li> <li>2. ATIGA: 書類は、インドネシアの COO 電子システム ( e-SKA (e-ska.kemendag.go.id)) を通じて、提出可能。<sup>4</sup></li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6. インドネシアが原産国の物品に対する原産地証明書の発行による国庫歳入の電子決済手続に関する 2018 年商業省省令第 37 号</li> <li>7. インドネシア原産地証明書発給機構に関する 2018 年商業省省令第 25 号</li> </ol>
6)	遡及発給	<p>JIEPA、AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA では発給可能。</p> <p>COO は、出荷日より 12 ヶ月以内に輸出国の法規に従って遡及発給できる。この場合、当該 COO には「遡及発給」が記載される必要がある。</p>	
7)	遡及発給 COO の適用は可能か(輸入地において、一旦は一般(MFN) 税率で通関後、遡って EPA 特恵税率を適用できるか、つまり	<p>一般的に、多くの EPA と FTA における COO は、法令に従って出荷日より 12 ヶ月以内に遡及発給が可能。</p> <p>インドネシア法上、インドネシアが原産国の物品に対する原産地証明書発給の規定及び手続に関する 2018 年商業省省令第 24 号 (最新の 2020 年商業省省令第 39 号にて改正) (「商業省省令第 24 号」) は、輸出日又は出荷日当日に又はその直後に発給されていない COO には「ISSUED RETROACTIVELY」又は「ISSUED RETROSPECTIVELY」(遡及発給) の文言を書き添える又は印刷すべきであると定めている。た</p>	

<sup>3</sup> JIEPA の Chapter 2 (Trade in Goods) 及び Chapter 3 (Rules of Origin) に参照された運用上の手続規則の Rule 1 (d) 及び Rule 2

<sup>4</sup> 商業省省令第 32 号の第 4 条

	項目	内容	調査方法・情報源
	一旦支払った MFN 税率と EPA 特恵税率との差額を還付してもらえるか)	<p>だし、同省令には、遡及発給 COO の使用に関する定めはない。</p> <p>法的には、出荷日より 1 年以内に発給された COO の使用は認められるが、実務的には輸入国(インドネシア)へ輸入済みの貨物に対し遡及発給された COO の使用が困難になる可能性がある。その理由は、輸入者がインドネシアの関税局へ輸入申告を行った際に、COO 等の他の関連書類も提出する必要があるためである。一方、提出された輸入申告書の修正は 30 日以内に行わなければならない。また、申告書の修正は、COO の誤字、輸入者の情報又はその他の必要な情報の修正等、一定の理由だけが認められる。このため、実務的には、貨物が MFN 税率でインドネシアに輸入済みの場合、遡及発給 COO を使用し、特恵税率の適用を申請することは困難と考えられる。インドネシアでの遡及発給 COO は、関税当局が輸入製品の検査及び当該輸入に対する関税分類評価を行っていない場合に使用可能である。</p> <p>また、インドネシアでは関税関連書類の発給システムが柔軟性に欠けていることに留意されたい。従って、後に発生得るリスクを軽減するために、全ての輸入者は、輸入申告を行う際に輸入手続きの最初から正確かつ詳細の情報及び書類を提出しなければならないと思われる。このため、輸入後の遡及発給 COO の使用は、関税当局に拒否される可能性がある。</p>	
8)	再発給	<p>JIEPA、AJCEP、RCEP、ATIGA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA では可能。</p> <p>発給した COO に①間違っただけの情報が含まれている場合、②有効期限前に盗難・忘失・破損が生じた場合、輸出者又はその認定代理人は COO の再発給を申請できる。</p>	
9)	第三国インボイス	AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA (つまり、JIEPA 以外)では発給可能。	
10)	連続する原産地証明書(Back-to-back certificate of origin)	<p>AJCEP、RCEP、ATIGA、AIFTA、ACFTA、AKFTA、AANZFTA 及び AHKFTA (つまり、JIEPA 以外)では、連続する原産証明(Back-to-back COO/Movement Certificate)は発給可能。</p> <p>各 EPA/FTA によって発給手続きが異なることがあるが、一般的に Back-to-back COO 発給手続きは次のとおり。</p>	

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

	項目	内容	調査方法・情報源
		<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出者が申請を行う。</li> <li>COOには最初の輸出国が発給したCOO(「初期COO」)を含む、正確な情報を含むこと。</li> <li>輸出製品の合計数量は、初期COO記載の数量を超えないこと。</li> <li>有効期間は、初期COO記載の期間と同様又はその期間を超えないこと。</li> <li>当該輸出製品は、再包装、輸送関連活動及び製品の品質維持のためのその他の運用上の活動を除き、インドネシアでの追加加工を行わないこと。</li> <li>COOに、初期COOの参照番号及び日付を記載すること。</li> </ul>	
11	非加工証明書	<p>現行の商業省省令では、非加工証明書に関する具体的な規定はない。ただし、関連当局(商業省又はインドネシア原産地証明書発給機関)が非加工を証明書同等の書類を発行できないとは限らない。実務的には、場合に応じて企業からの要請に対し政府機関が関連書類を発行することも可能と考えられる。</p>	
12	累積必要書類	<p>調査で得られた情報では、インドネシアの当局(関税局)はFTA累積目的の場合のみCOOを認める。</p> <p>現時点では、FTA累積目的で認められる書類は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. AJCEP: 原産地証明書 (Form AJ)</li> <li>2. JIEPA: 原産地証明書(Form JIEPA)</li> <li>3. ATIGA: 原産地証明書 (Form D)及び原産地宣言書(Declaration of Origin)</li> <li>4. AIFTA: 原産地証明書(Form AI)</li> <li>5. ACFTA: 原産地証明書(Form E)</li> <li>6. AKFTA: 原産地証明書(Form AK)</li> <li>7. AANZFTA: 原産地証明書(Form AANZ)</li> <li>8. AHKFTA: 原産地証明書(Form AHK)</li> </ol>	

調査日(確認日):2023年7月7日